

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月17日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局傷病職員取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1項を加える。

- 2 京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第14条第4項の規定により勤務を要しない日を設けられた職員については、前項第2号中「75日」とあるのは「4箇月」とし、「18日」とあるのは「1箇月」とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)